

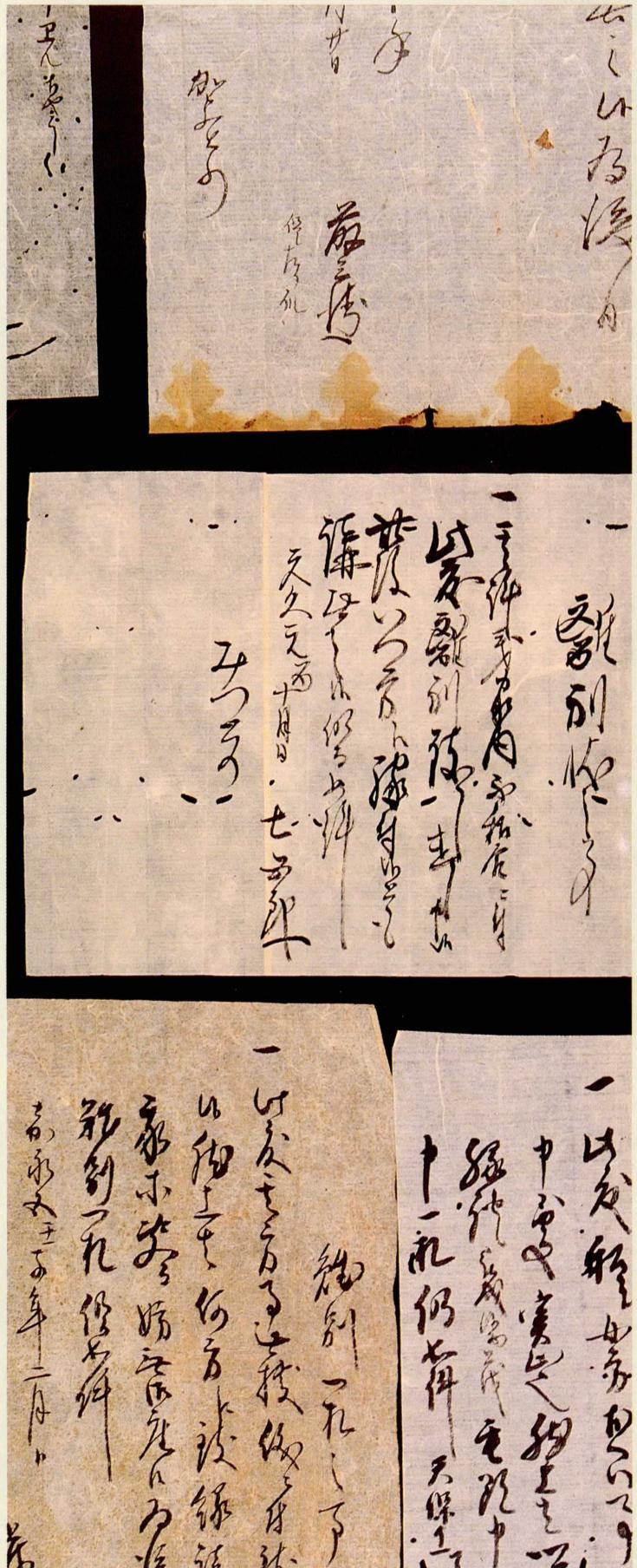
第12回収蔵文書展

みくだり半

—江戸時代の家と女性—

平成1.1.17(火)～4.16(日)

埼玉県立文書館



あいさつ

江戸時代、武士が離縁するには、夫婦両家から主君に願いを出し許可されが必要でした。それに対して、庶民は夫から妻にだす離縁状だけで離縁が成立しました。この離縁状は俗にみくだり半（三行半）といわれる簡単な様式の文書でした。しかし、実際に離縁状をみてみると三行半に書かれているとは限らず、標題も様々で、意外にバラエティーにとんでいます。

また、この離縁状は夫が妻を一方的に離縁できるものとして、江戸時代の家における女性の地位の低さの象徴のようにいわれてきました。それに対し、それは武士階級等のことで、女性の労働力が不可欠の農村では女性の地位は低いものではなく、離縁も夫が一方的にできるものではなかったともいわれています。

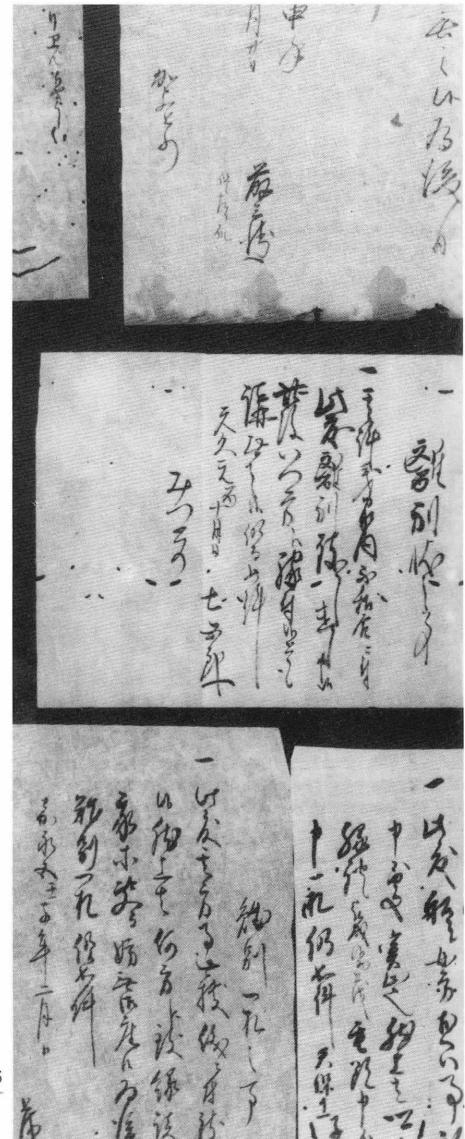
本展示は多くの離縁状からその様式やバラエティーを見ていただくとともに、離縁に関する文書も併せて展示し、江戸時代の農村における離縁の実態もかいまみられるようなものにしました。この展示が、江戸時代の女性の地位を見直していただく一助になれば幸いです。

最後になりましたが、貴重な文書を展示させていただきました寄贈・寄託者の方々に厚く御礼申し上げます。

平成1年1月

埼玉県立文書館長
須藤和敬

みくだり半
——江戸時代の家と女性
第12回収蔵文書展
平成1.1.17~4.16
埼玉県立文書館



表紙写真

上段右：No. 6 松原家文書571

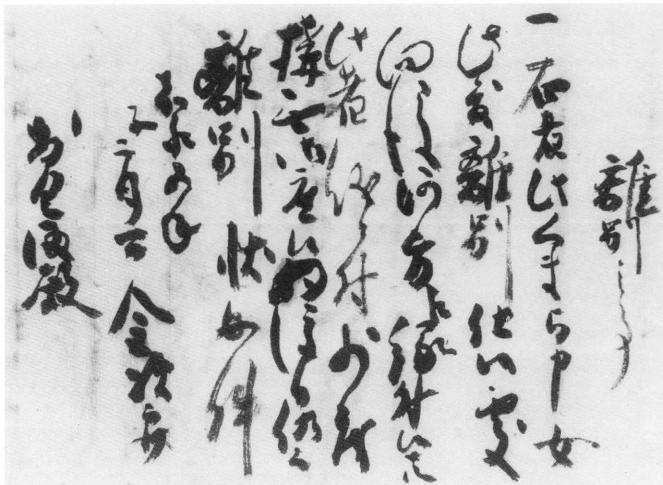
上段左：No. 8 森田家文書6778

中段：No.36 平山(小)家文書1336

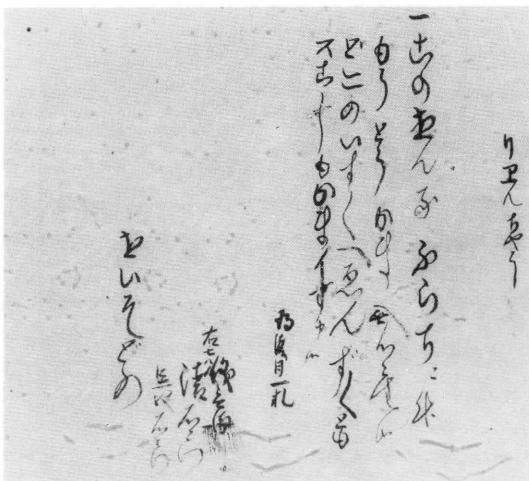
下段右：No.19 川鍋家文書48

下段左：No.13 松原家文書80

様々な離縁状



No. 3



No. 8



No. 16

離縁状は「この度、妻を離縁する」という離婚文言と「今後、再婚してもかまわない」という再婚許可文言からなり、ときに多少の条件がつけられる程度の簡単な様式の文書である。離婚の理由も一言、抽象的に書かれるのみである。このような様式は、夫に対する妻の地位が低く、有無をいわさず一方的に離縁することのあらわれとする見解と再婚など別れた妻の今後を配慮して抽象的にしているという見解がある。

また、離縁状は夫側からのみ出せるものである一方、再婚に際しては重婚でないことを証明するため不可欠な文書でもあった。それゆえ、夫は自らは望んでいなくとも離縁状を書かねばならない場合もあった。

No.3 離縁状（離別之事）

6行にわたって書かれたもので長い部類に属する離縁状。

No.8 離縁状（リエンチヤウ）

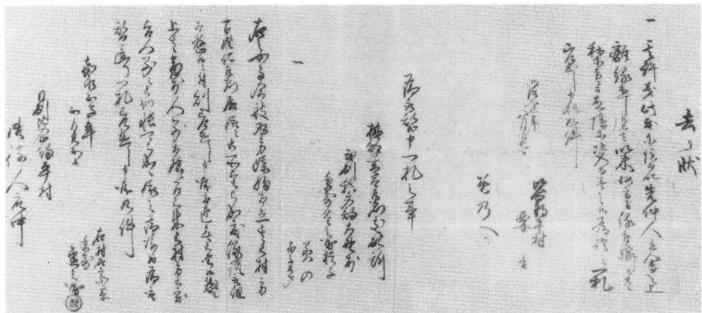
ひらがなで書かれた珍しい離縁状。自筆のものかと推測される。

No.16 娘貢請ニ付離別一札同様入置一札

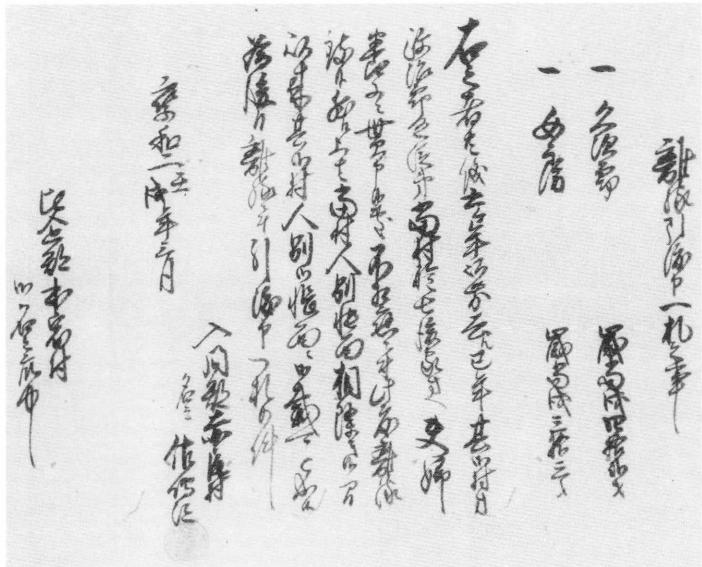
結婚時に夫から妻の父に出されたもの。この一札でいつでも妻方から離縁できるとしたもので、妻方の立場の強さをうかがわせる。

離縁の手続き

離縁に際しては離縁状の授受以外にも戸籍や財産等に関し、いくつかの手続きがなされる。離縁により妻は実家なり他所なりへ移るわけであるから、夫家の村の宗門人別から除かれ、新たな居村の人別に加えられる。その際、送り一札(居村の村役人から転出先の村役人にあてた送籍証明書)、落着一札(その返書)が作成される場合もあるし、嫁入りの際の送り一札、落着一札を返却しあう場合もある。また、妻の持参金や持参道具(家具・衣類など)、結納金などは返されるのが一般的であった。また趣意金(慰謝料)が支払われることもあり、それらのとりかわしに際し、受取書などの文書がつくられた。家や田畠の分割がなされる例もあった。また子供の帰属や扶養料も大事な問題であった。



No. 22, 23



No. 26



No. 28

No.22 離縁状（去り状）

No.23 送り一札

No.23は嫁入りの際の送り一札で、離縁により返された。離縁状とともに同じ包紙に保存されていた。

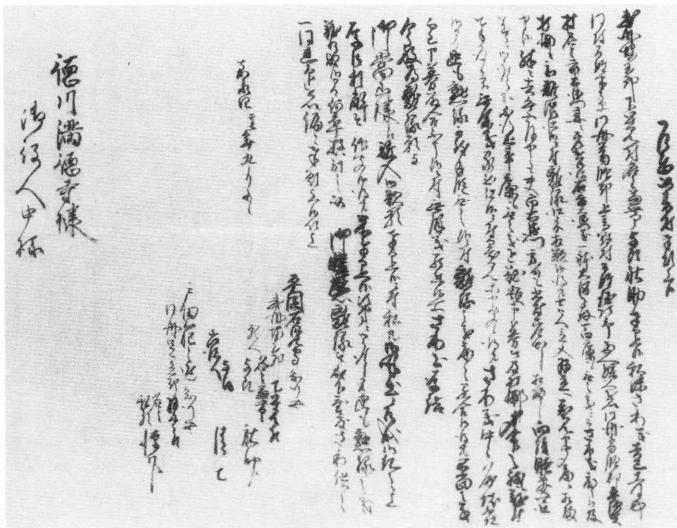
No.26 離縁引渡一札（夫婦養子離縁）

離縁により新たに作成された送り一札の例。これは夫婦養子のケース。ちなみに養子の場合、離縁状は養父から出される。

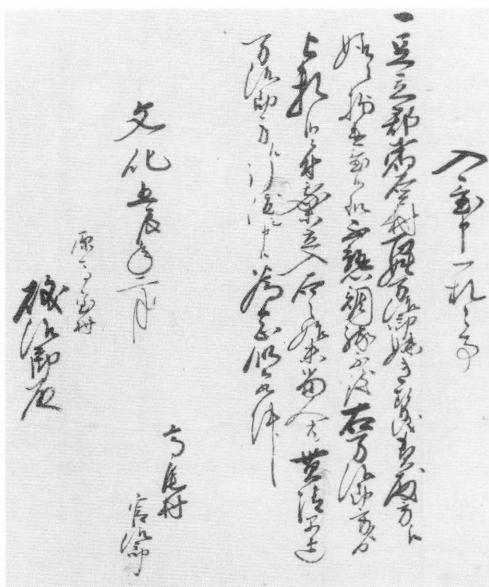
No.28 離縁ニ付一札

笄養子の離縁につき結納金が返されている。また離縁状（去り状）は別れた妻に縁組等があったときに渡すといつており、再婚時に離縁状が必要であったことをうかがわせる。

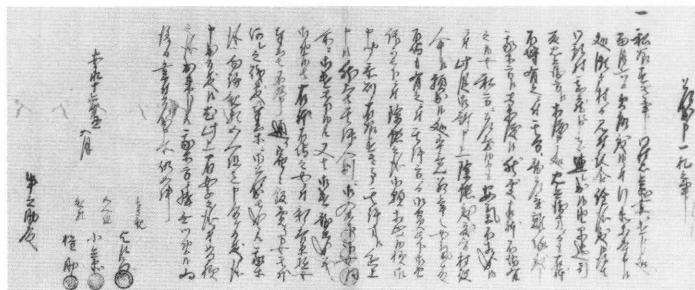
妻方からの離縁



No. 31



No. 32



No. 34

離縁の請求は決して夫からの一方的なものではなく、妻方からもなされている。その有名なものに縁切寺への駆込みがある。駆込みにまで至らなくとも妻方の請求により、名主や仲人等が仲介に入り離縁がなされる場合も少くない。夫に不法があった場合には妻方から訴えて離縁にもちこむこともできた。

離縁は夫婦だけの問題ではなく、常に家と家の問題としてあらわれる。懸合や訴訟も妻の実家からなされている。よって離縁・勘当等により家から排除されてしまった女性はくらしていくのに大変な苦労をしいられることになる。実家に反対されても妻が離縁するには駆込みや家出・駆落といった方法をとらざるをえなかつたのではないだろうか。

○ No.31 離縁仲介ニ付願（満徳寺駆込み）

大酒飲みで暴力をふるう夫に耐えかねての駆込み。満徳寺は群馬県尾島町にあり、鎌倉東慶寺と共に縁切寺として有名。

○ No.32 引取一札（離縁妹）

妻の実家からの頼みで仲介が入り、離縁に至っている。

○ No.34 不埒の娘進上ニ付一札

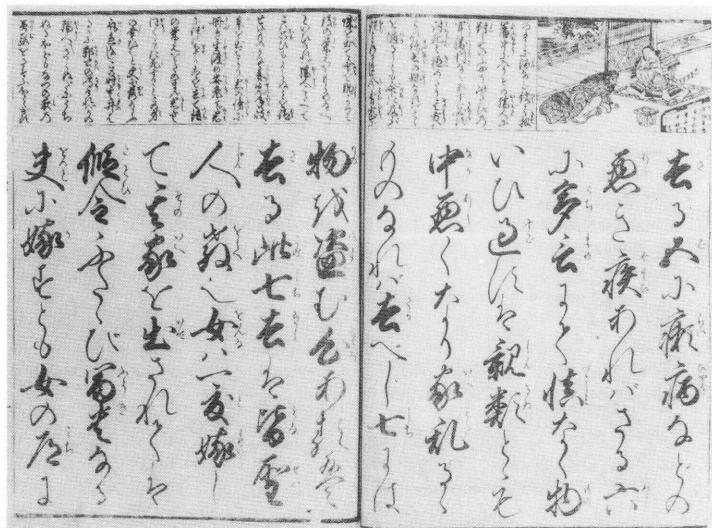
駆落に失敗、離縁された妻は実家にも不埒だと受け入れられず、親から遊女や飯盛女に出してもよいとまでいわれている。

理想とされた女性像

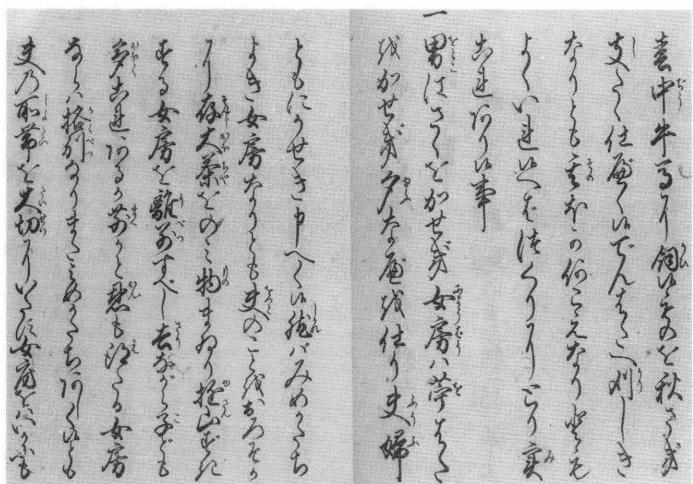
農民たちは家や婚姻、離縁についてどのように教えられたのであろうか。「女大学」等の女訓書は、妻は舅・姑に孝養をつくし、夫を主君として仕えよ、と説く。父母に従わない、子ができるないなど七つの事由にあてはまる妻は離縁すべき（七去）であり、一度離縁された女は、たとい富貴な家に再婚したとしても女の道に違えるとも説く。

また、幕府は「慶安触書」で農家の良い女房として夫とともによく働く妻をあげ、また、舅・姑に孝行な嫁を表彰した。

しかし、実際には女訓書に反して離婚率・再婚率は高かったといわれ、女訓書のひとつの「賢女物語」も女の道に違えることの多い世相を伝える。教えこまれる女性像と実態とのへだたりが感じられる。



No. 42



No. 45

No.42 女大学栄文庫

姑にしたがわぬ女・子なき女・婦乱な女・懶氣深き女・悪しき病ある女・多言で慎みなく物言ひする女・物を盗む心ある女は去るべし、とある。

No.45 慶安触書

みめかたちよき女房でも、夫をおろそかにし、大茶を飲み、物まいり・遊山すきの女房は離別すべし、とある。

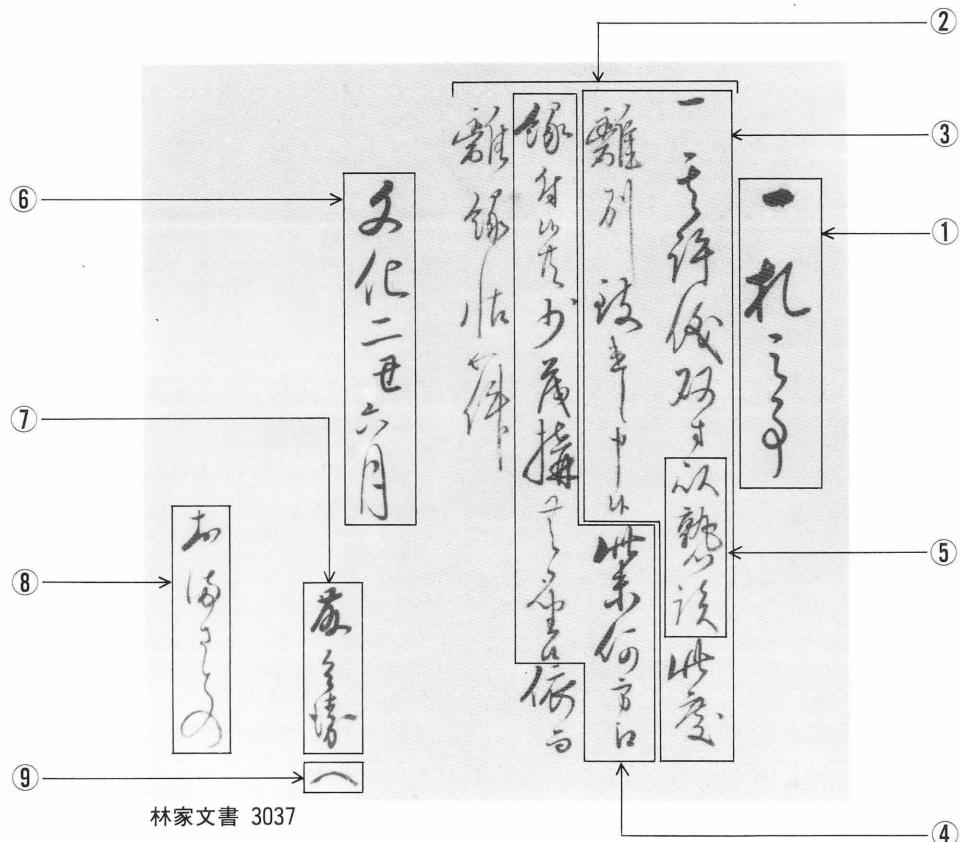
No.47 官刻孝義錄 卷之六 武藏国下

領主が褒賞を与えた孝行者・奇特者の事蹟を集めた本。写真は足立郡吹上村のさんが病気の姑に孝行し夫と共に表彰された話の部分。



No. 47

離縁状の様式 当館収蔵文書をデータに



①標題

標題の事書は様々だが、離縁・離別ということばのついたものとつかないものに大別される。前者は「離縁(別)状」「離縁(別)一札」「離縁(別)一札之事」「離縁(別)之事」「離縁(別)状之事」「去り状」「さる状之事」など、後者は「一札之事」「差出し一札之事」「差出申一札之事」などで、本館収蔵文書での比率は約二対一である。事書のないもの(平山家3984)もある。

②行数

三行半が最も多く、過半数を占める。「用文章」などでは三行半の文例がのせられており、自筆できない者は三行半の縦線をひくのみでよい、とするものもある。しかし、実際には三行半を中心に、二行半位から六行位までの行数のものがみられる。

③離婚文言

離縁状の三大要素のひとつで一般に冒頭におかれる。妻を離婚する、という内容である。

④再婚許可文言

離縁状の後半を占め、今後、何方と再婚しようとも一向にかまわない、という内容が一般的であるが、親類との再婚を禁じているもの(宇野家902)もある。

⑤離婚理由

「不相応」「不縁」「不叶心底(心底にかなわず)」「家内不和合」「熟縁不仕」「木々難見届」「夫婦之望無之」「因縁薄によって」など、夫婦としてうまくいかない、縁がなかった、というものが最も多い。また「任望」「双

方以熟談」「相談之上」のように話し合いの上で、といふもの、「子細有之ニ付」というほかしたものもあり、また、理由のないものも多い。このように離婚理由は短く抽象的で、具体的な実情はわからない。「ふらちニ付」(森田家6778)のように妻の責任をのべたものは少い。

⑥年月日

年号は書かれたものが大半である。全く年月日の記されていないものもみられる。最も古い年号のものは享保4年(1719)(新井家2286)でそれ以後、宝曆、天明のものもあるが、19世紀のものが大半である。

⑦差出人

一例を除いてすべて夫あるいは夫と仲人などの連署である。連署している者は請人、世話人、仲人である。例外のもの(宇野家784)は、夫の留守中にその母が組合懇代・親類懇代と連署で出したもので、夫の承諾なしに出されたものようである。

⑧名宛人

妻が大半だが、妻の父親あてのものもみられる。その連名もある。

⑨印章

印章を押捺したものが多く、次いで爪印が多い。爪印は爪に墨を付けて押したもので、爪印のわきに「但し左り爪」と注記された離縁状もある(松原家571)。しかし、実際に爪でおしたものよりも筆で爪の形に書いたものが多い。

展示文書目録

番号	文書名	年号(西暦)	文書番号
—様々な離縁状—			
1	離縁状離形（農家調宝記嗣篇）	文化14年（1817）	町田家文書 82
2	離縁状（離別状之事）	享保4年（1719）	新井家文書 2286
③	離縁状（離別之事）	嘉永5年（1852）	加藤家文書 1560
4	離縁状（離縁一札之事）	文化7年（1810）	森田家文書 5865
5	離縁状（離別一札之事）		新井家文書 1789
6	離縁状（一札之事）	嘉永元年（1848）	松原家文書 571
7	離縁状（一札之事）	安政5年（1858）	宇野家文書 784
⑧	離縁状（りエンチヤウ）		森田家文書 6778
9	離縁状（離縁状之事）	天保9年（1838）	林家文書 3038
10	離縁状（離縁之事）	嘉永3年（1850）	田中（一）家文書 1257
11	離縁状（一札之事）	文化2年（1805）	林家文書 3037
12	離縁状（離別之事）		中川家文書 846
13	離縁状（離別一札之事）	嘉永5年（1852）	松原家文書 80
14	離縁状（離別状之事）		中川家文書 847
15	離縁状（離別一札）		相沢家文書 1424
⑯	娘貰請ニ付離別一札同様入置一札	弘化2年（1845）	新井家文書 2307
17	離縁状（離別状之事）	文化15年（1818）	松岡家文書 3636
18	離縁状（離別一札之事）	天保6年（1835）	林家文書 3040
19	離縁状（差出シ一札之事）	天保11年（1840）	川鍋家文書 48
20	離縁状（一札之事）	文政元年（1818）	宇野家文書 902
21	離縁状（事書なし）	天保5年（1834）	平山家文書 3984
—離縁の手続き—			
㉚	離縁状（去り状）	明治2年（1869）	野口家文書 1378
㉛	送り一札	嘉永5年（1852）	野口家文書 1379
24	送り一札（離縁ニ付）	文政10年（1827）	林家文書 5298
25	寺替証文（離縁ニ付）	文政10年（1827）	林家文書 5297
㉖	離縁引渡一札（夫婦養子離縁）	享和2年（1802）	林家文書 5252
27	離縁引取一札（夫婦養子離縁）	享和2年（1802）	林家文書 5253
㉘	離縁ニ付一札	文化5年（1808）	藤井家文書 290
29	婚姻ニ付出し置申一札	文政10年（1827）	新井家文書 2057
30	離縁財産折半ニ付一札	安永10年（1827）	林家文書 5174

番号	文書名	年号(西暦)	文書番号
—妻方からの離縁—			
③①	離縁仲介ニ付願（満徳寺駆込み）	嘉永4年（1851）	加藤家文書 1167
③②	引取一札（離縁妹） (すぎ一件)	文化5年（1808）	藤井家文書 413
33	欠落詫一札	天明元年（1781）	森田家文書 4792
④④	不埒の娘進上ニ付一札	安永10年（1781）	森田家文書 4793
35	離縁状（離縁状之事） (みつ一件)	天明元年（1781）	森田家文書 4794
36	離縁状（離縁状之事）	文久元年（1861）	平山(小)家文書 1336
37	藤吉詫一札	文久元年（1861）	平山(小)家文書 1333
38	内済ニ付一札	文久元年（1861）	平山(小)家文書 1332
39	みつ受取ニ付一札	文久元年（1861）	平山(小)家文書 1331
40	おみつ一条掛合控	文久元年（1861）	平山(小)家文書 1837
41	書状（みつその後ニ付）	文久3年（1863）	平山(小)家文書 1335
—理想とされた女性像—			
④②	女大学栄文庫 全	嘉永4年（1851）	小室家文書 2342
43	女大学	天保15年（1844）	野中家文書 2913
44	賢女物語 卷之一		遠藤家文書 407
④⑤	慶安触書		野中家文書 3037
46	官刻孝義録 卷之五 武蔵国上		野中家文書 2948
④⑦	官刻孝義録 卷之六 武蔵国下		野中家文書 2950
48	奇特褒章ニ付申渡之覚		福島(圭)家文書 260
※会期中に一部展示替えを行なことがあります ○は、本書に写真・解説があります。			

展示以外の離縁状（閲覧室でみられます）

山口家文書 876	新井家文書 2459・2950
杉浦家文書 91	会田家文書 3645
林家文書 8554	福島(圭)家文書 77
松岡家文書 3635	加藤家文書 412
長島家文書 2005	武笠(昇)家文書 90
森田家文書 5295・6396・7697	川田氏収集幸手図書館文書 353

(現在既刊目録分)

一 互に用水掛リ井堰ノ所川中堰と張水
之分仕方と依門而く用水不足も不構
互に勝手宣板仕或志あ例ニ井にあり
場所例井に付かる時双方不ヤ合一方
之假勝手付車一義及出入り右を教双方
被付立會善法付事 仰渡立教事
一 紛れ出入りの儀既接モ做ども年を経て車
中紛れ又玄武接モ做ども年を経て車
中紛れ又玄武接モ做ども年を経て車
仰付候事

ヤ紛れ又玄武接モ做ども年を経て車
之元成り不届候間、右軸之儀堅申出間敷候旨、
被 仰付奉畏候、若相背候ハ、曲事可レ被
仰付候事

一 在々而婚礼祝儀等之節、石打いたし又者
酒をねたり呑、其外狼藉成儀有レ之由被レ及
左様之儀有レ之おるてハ被レ遂御詮儀曲事可レ被
(仰付旨奉畏候事)

(解説文には、適宜返り点、ルビを付した)

五人組帳について

五人組とは、江戸時代に幕府が百姓・町人に作らせた隣保組織で、原則として近隣の五戸を一組として、火災・キリストン宗徒等の取締りや、納税・犯罪などの連帶責任を負わせたものです。

五人組帳は、五人組制度を実施するために、五人組の守るべき法令を列記し（五人組帳前書）、村役人以下五人組構成員が連名連印して違反しないことを誓約した帳簿です。

今回展示した山本大膳版「五人組帳前書」は、幕府の代官で武藏国を支配した山本大膳が、法令の徹底を図り併せて寺子屋での習字の手本とするため、天保七年（一八三六）に出版したものです。

場所片側之井口付かへる時、双方不申合一方
之任勝手仕直し候故、及出入候、右之類双方
致相対立会普請可仕旨、被 仰渡奉畏候事
一 惣而出入申出候儀、証拠無之非分之儀も何角
申紛かし、又者証拠有レ之儀をも年を経、其事
申紛かし及出入口候も有レ之候、畢竟村方困窮
之元成り不届候間、右軸之儀堅申出間敷候旨、
被 仰付奉畏候、若相背候ハ、曲事可レ被
仰付候事

一 在々而婚礼祝儀等之節、石打いたし又者
酒をねたり呑、其外狼藉成儀有レ之由被レ及
左様之儀有レ之おるてハ被レ遂御詮儀曲事可レ被
(仰付旨奉畏候事)

(解説文には、適宜返り点、ルビを付した)

仰付候事

一 互に用水掛リ井堰ノ所川中堰と張水
之分仕方と依門而く用水不足も不構
互に勝手宣板仕或志あ例ニ井にあり
場所例井に付かる時双方不ヤ合一方
之假勝手付車一義及出入り右を教双方
被付立會善法付事 仰渡立教事
一 紛れ出入りの儀既接モ做ども年を経て車
中紛れ又玄武接モ做ども年を経て車
中紛れ又玄武接モ做ども年を経て車
仰付候事

古文書解説コ一ナ一

五人組帳前書(飯島徳氏収集六五〇)

一 三笠附博奕重御法度^ニ密寄^ニ、成右博奕^ノ以^シその於貴^ニ志高^ニ勿論

名主年寄一村中^ニ急度御科^ニ、

仰付^レ候、併以^シ勞^ニお守^ニを^シ奉^ニ若^ニ背^ニ、

曲事^ニ、作付^レ事^ニ、

一 永荒地引高^ニ内精入隨^ニ立帰^レ候^ニ仕^ニ

其地主計^ニ力^ニ弱^ニ叶^ニ年過^ニも捨置^ニ、
所ハ^ニ村百姓^ニ助合^ニ申^レ候^ニ、其村計^ニ而

難成大造^ニ而^レ仰訴^ニ申^レ上^ニ御吟味^ニ、

仰普請^ニ、仰付^ニ旨奉^レ畏候、危末仕捨置申候^ニ、

曲事^ニ、作付^レ事^ニ、

一 在^ニる神幸佛幸^ニ外何^ニよらす新

規^ニ做^ニ候^ニ立^ニ石^ニ並^ニ柱^ニ操相撲^ニ、
類^ニ腰仕官^ニ着^ニ笠^ニ投子細有^ニ、

御役所^ニ訴^ニ上^ニ得^ニ御下^ニ知^ニ可^レ申候、若^ニ隱置候^ニ右

舟役^ニ做^ニ候^ニ上^ニ不^レ知^ニ、
舟役^ニ做^ニ候^ニ曲事^ニ、作付^レ事^ニ、

一 在^ニる而^レ神事^ニ仏事^ニ外何^ニよらす新規之儀、堅取立申間敷候、并狂言操相撲之類堅仕間敷候、若無^レ抛子細有^レ之候ハ^ニ、
御役所^ニ訴^ニ上^ニ得^ニ御下^ニ知^ニ可^レ申候、若^ニ隱置候^ニ右
軸之儀仕候ハ^ニ、曲事^ニ可^レ被^ニ、仰付^ニ候事^ニ、

一 在^ニる而^レ用水掛引井堀之儀、川中^ニ堰^ニ張^ニ、水
を引分候仕方之儀、川下^ニ之用水不足^ニも^レ構
手前勝手^ニ宜様^ニ仕^ニ、或者兩側^ニ井口有^レ之

LET'S TRY!

—挑戦してみませんか—

前回—LET'S TRY! 解説

順村往来
武州埼玉郡新方袋村百姓八五郎儀、病身ニ而、此度草津温泉入湯仕帰村之砌、神社仏閣順拝致度心願御座候付、若此者行暮及二難渋候節者、御憐愍を以、一宿御願申上候、万以此者途中ニ而相煩候歟、病死致候共、真言宗ニ而当村満藏寺旦家ニ御座候処、此方正不レ及ニ御届ニ、其御村方仕来りを以、何分ニ茂御取計ひ被レ下度御願申上候、仍而如件申上候。

文政八酉歳六月十日

右村

百姓

八五郎(印)

菩提寺

名主
新右衛門(印)

村宿々
御役人中様



離縁落着一札之事(林家文書4075)

新収蔵文書展示目録

番号	文書名	年号(西暦)	文書番号
1	田方覚(小作)		山口家文書
2	書状(鷹匠宿泊の件)		山口家文書
3	邑樂郡洪水略図	明治43年(1910)	川田氏収集文書
4	桶川不動尊月次奉燈句合		川田氏収集文書
5	皇大神宮遷宮祭参入券及参列員服装書	昭和4年(1929)	根岸家文書
6	高等学校高等科臨時教授要綱	昭和17年(1942)	森末家文書
7	女子国史通記 高等女学校初年級用	昭和14年(1939)	森末家文書
8	明治十四年分畠宅林租税取立帳(男衾郡野原村)	明治14年(1881)	杉田家文書
9	辰御年貢皆済目録(男衾郡野原村)	(明治2年(1869))	杉田家文書
10	暫定高等科英語教科書	昭和21年(1946)	野口氏収集文書
11	出版御届	明治10年(1935)	野口氏収集文書
12	道中御奉行所江加人馬助郷歎願写(信濃筑摩郡桑山村)	嘉永3年(1850)	岸田氏収集文書
13	安永八亥年新田水帳(信濃筑摩郡桑山村)	安永8年(1779)	岸田氏収集文書

古文書解説コーナー展示目録

1	五人組帳 全(山本大膳版)	天保7年(1836)	飯島(徳)氏収集文書650
2	離縁落着一札之事	天保2年(1831)	林家文書4075